

相愛大学動物実験規程

平成27年7月23日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、平成18年6月1日改正施行、以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号、以下「基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日文部科学省告示第71号、以下「基本指針」という。）、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（2006年6月1日、日本学術会議、以下「ガイドライン」という。）、及びその他関係法令等に基づき、相愛大学（以下「本学」という。）における動物実験等の適切な実施方法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 動物実験等とは、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物とは、動物実験等の利用に供するため、動物実験施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 動物実験施設等とは、動物実験等を実施する実験室等及び実験動物を飼養又は保管する施設・設備をいう。
- (4) 動物実験計画とは、動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- (5) 動物実験実施者（以下「実施者」という。）とは、動物実験を実施する者をいう。
- (6) 動物実験責任者（以下「責任者」という。）とは、実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。

(責務)

第3条 学長は、本学で実施される動物実験等の最終的な責任を負い、実験動物を適正に飼養又は保管し、動物実験等を適正に遂行するために必要と考えられる施策等に組み込まなければならない。

(動物実験委員会)

第4条 本学で実施される動物実験計画等について、客観的な視点で審査等を行うとともに、この規程の適切な運用を図るため、相愛大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会については、別にこれを定める。

(動物実験等の実施)

第5条 動物実験等の実施に当たっては、必要事項を動物実験計画書（様式1）に記入し、

学長に申請しなければならない。

- 2 学長は、動物実験計画の審査を委員会に諮問する。
- 3 委員会は、動物実験計画の内容等を審査し、その結果を学長に報告する。
- 4 学長は、前項の結果を受けて承認の可否を決定し、動物実験計画審査通知書（様式2）により申請者に通知する。
- 5 実施者は、学長の承認が得られた後に動物実験等を開始しなければならない。また、実験等の終了後、動物実験実施報告書（様式3）を学長に提出しなければならない。
- 6 学長は、委員会に動物実験等の実施結果の報告を行うものとする。

（遵守事項）

第6条 責任者は、動物実験計画の立案・実施に当たって、法、基準、基本指針、ガイドラインその他関係法令等に基づき、動物福祉の観点から、代替法の検討、適切な供試動物の種類・数の選定及び飼育又は管理に努めなければならない。

- 2 実施者は、実験操作により無用な苦痛を与えないための配慮を怠ってはならない。
- 3 実施者は、実験施設等の維持管理、飼育環境の整備に努め、汚染防止に特段の注意を払わなければならない。

（教育訓練等の実施）

第7条 学長は、動物実験等を適切に実施するために必要な教育訓練、研修等の機会を設けなければならない。

（自己点検・評価）

第8条 学長は、動物愛護に配慮した科学的な動物実験等の推進を図るため、法、基準、基本指針、ガイドラインその他関係法令等への適合性に関し、委員会の協力を得て、定期的に自己点検及び評価等を行うものとする。

（情報公開）

第9条 学長は、本学における動物実験等に関する情報を、適切な方法により定期的に公表するものとする。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年7月23日より施行する。

動物実験計画書

平成 年 月 日 (提出)

相愛大学
学長

様

申請者 (実験責任者)

所属 職名

氏名

㊟

次のとおり、動物実験等の計画をしておりますので申請します。

1. 研究課題等
2. 実験分担者 所属 職名 氏名 所属 職名 氏名
3. 実験等の概要 (目的、研究内容等)
4. 実験期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
5. 実験場所

動物実験計画審査通知書

申請者(実験責任者)

様

相愛大学 学長

研究課題名：

平成 年 月 日付けで申請のありました上記実験について審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

判 定	・ 承認 ・ 条件付承認 ・ 不承認
条件付承認の理由 及び条件 又は不承認の理由	

※ 条件付き承認の場合、その条件を遵守してください。

※ 不承認の場合、その理由に基づき計画を見直し、再申請してください。

動物実験実施報告書

平成 年 月 日(提出)

相愛大学
学長

様

申請者 (実験責任者)

所属

職名

氏名

㊞

次のとおり、動物実験等を終了したのでその結果を報告します。

1. 承認番号等 第 号 (平成 年 月 日付)
2. 研究課題等
3. 実験等の実施状況 [使用動物数、計画からの変更の有無、成果等]
4. 備考 (特記事項)